

第5章 文化財の保存・活用の基本理念と方針

第1節 保存・活用の基本理念

東広島市域において文化財は、指定・未指定、有形・無形を問わず、その成立から現代に至るまで長い期間伝えられてきた。言い方を替えれば、長い期間伝えられてきたからこそ文化財として認識されるのである。このように長い期間伝えられてきた文化財を価値や魅力を損なうことなく維持し、継承していくことが「保存」である。

また「活用」とは、実際に文化財を本来の用途や、他の用途に使うということ以外に、長い間伝えられてきた文化財の価値や魅力を人々に伝え、広く社会に理解してもらうという意味を持つ。つまり、「保存」されてきた文化財の価値や魅力を「活用」によって人々に伝え、広く社会に理解してもらうことにより、更に文化財の価値を維持・継承していくことが可能となる良い循環を生むことができるのである。

一方、誤った「活用」によって、これまで「保存」されてきた文化財の価値や魅力が損なわれることがあってはならない。例えば、文化財の「活用」の手段の一つとして観光を利用することには大きな可能性が認められる。しかし、観光振興が目的となり、集客の手段としてのみ文化財を利用するようになれば、結果として文化財の価値を損なう行為が行われる可能性がある。より多くの人が文化財に触れる機会を作る観光は文化財の「保存」「活用」にとっても有効である。

「保存」と「活用」の良い循環を創りだすために、両者を一体のものとして捉え、本市の文化財の価値や魅力を高めていく努力を欠かすことはできない。よって、「「保存」と「活用」の循環による文化財の価値の創造」を本市の文化財の保存・活用の基本理念とする。

第2節 保存・活用の基本的方針

1 文化財保存の基準

本市の文化財の保存・活用の基本理念である「「保存」と「活用」の循環による文化財の価値の創造」を実現するためには、文化財とともに文化財をめぐる地域、所有者等の利害関係者が主体的に関与することが重要である。一方で、今ある多様な文化財がその存在や価値を見いだされないまま日々失われていっていることも認識しなければならない。このような文化財をまず保存し、その上で価値を損なわないように活用を図っていかなければならない。

そこで、市としてどのような文化財を保護・保存、あるいはその努力をしていくのか定めることが必要である。よって本市における基準を以下のように定めることとする。

要件① 歴史・文化的な特徴を示すもの

要件② 地域的特徴を示すもの

要件③ 再現・再生することが容易でないもの

また、この基準によって保護・保存された文化財のうち、東広島市文化財保護条例第4条(指定・選定)に定められた要件を満たすものについては、文化財指定等により、一層の保護・保存の措置をとるものとする。

2 文化財の固定的価値と可変的価値の向上

文化財の保存・活用良好な循環によって価値を創造し、また向上させるためには、取り組みによって生じる「固定的価値」と「可変的価値」の2種類の価値のあり方で考えることが有効である。「固定的価値」とは、文化財の調査・研究、また、修理・修景を通じた適切な保全、管理、あるいは整備することなどの、「磨き上げ」によって文化財の持つ価値が蓄積、もしくは維持される価値である。一方、そうした固定的価値を外部に示すための展示・体験施設やイベント、講演会等有する価値を「可変的価値」と呼ぶ。これらを可変的価値とするのは、これらは飽きられやすい一過性のものである上に、他地域の同種のものとの相対的な関係の中で価値が変化してしまう性質を有すると考えられるからである。文化財の価値は、固定的価値と可変的価値の総和によって決まり、それは同時にその文化財を有する、あるいは関係する地域の価値を高めることにつながる。

3 文化財をめぐる地域の価値の創造・向上

図5-1は、文化財等に対する投資（取組み）と文化財及び文化財を通じた地域の価値との関係を示す概念図である。縦軸に文化財及び地域の価値を取り、横軸に時間の経過を取る。1で示した通り、文化財に対する調査・研究、適切な保全・管理、整備等のための適切な投資により文化財の持つ価値は減衰することなく維持・蓄積するものであり、この価値を「固定的価値」とした。また、「可変的価値」は一時的には高い効果を生むことが期待されるがその効果は長続きしないため、短い周期での投資が求められるものである。固定的価値を持つ文化財は、単独で存在する単体の文化財よりも、ストーリーで結ばれた関連文化財群の方がより高い価値を備えると考えられ、投資の効果もより高いことが期待される。

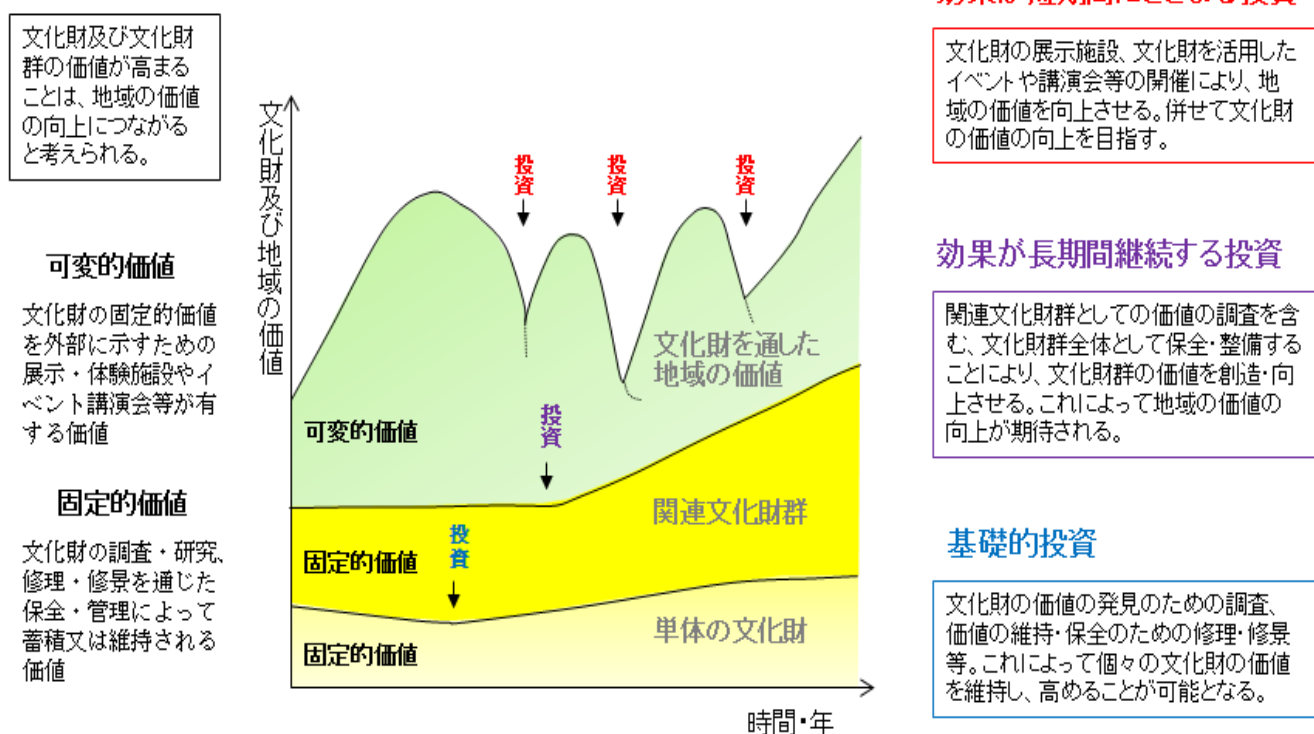


図5-1 文化財等に対する投資（取組み）と文化財をめぐる地域の価値との関係に関するグラフ

ここで文化財に対する取組みを投資と表現するのは、取組みの費用対効果及び持続可能性を意識したものであり、「ヒト」「モノ」「カネ」等のあらゆる資源を投じて取り組むことを意図している。

費用対効果を高め、取組みを永続的に実施していくためには、何らかの仕組みづくりをすることが重要である。

文化財の保存・活用にあたって行われる投資は、基礎的投資、中・長期的投資、短期的投資に分けられる。効果に応じてこれらが適切に使い分けられることが、持続的な文化財の「保存」「活用」につながる。

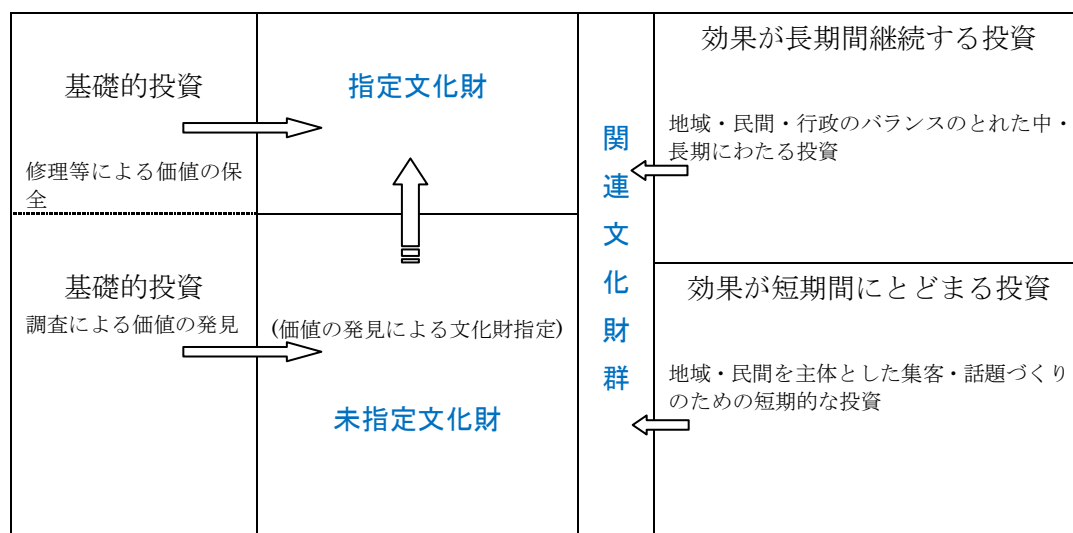


図 5-2 文化財と投資の関係

「保存」と「活用」の良い循環を創造し、継続させるためには適切な時期に適切な量の投資が継続的に実施される必要がある。そのためには、地域に投資に見合うだけのリターンが求められる。ただし、基礎的投資は、保存・活用のための調査や修理等に対する取り組みであり、投資を回収することは困難である。

基礎的投資

指定文化財の修理・修景等、その文化財の価値の維持・向上のために行われるものを指す場合と、未指定文化財の調査等、未だに評価の定まっていない文化財の価値を発見するために行われるものがある。

基礎的投資は、保存・活用の基礎を形づくるものであり、保存・保全に高い比重が置かれる。活用の度合いが低いことから投資の回収の考え方にはそぐわない。よって文化財の基礎調査や指定制度による公的支援によって文化財の価値の発見や保全を行うことが求められる。

効果が長期間継続する投資

地域の文化財の固定的価値を創造し、高めるための投資（取組み）である。継続的、長期的な価値の創造、蓄積であることから、中・長期的視野に立つことが必要であり、地域のブランド、価値を高めることにもなることから、地域が主体となって投資することが望ましいが、適切な量の投資を行うためにも地域、民間と公的部門のバランスのとれた投資が求められる。その際、効果をより大きくするためには関連文化財群を優先して投資することが有効である。

効果が短期間にとどまる投資

短期間に地域及び地域の文化財の価値を高めるための短期的な投資（取組み）である。一時的な集客、話題にはつながりやすいが、効果は長続きしない。そこで想定した目標を達成するために適宜効果的な時期、規模の投資を行う必要がある。集客、話題づくり、観光コンテンツ化などに有効なことから、民間主体で取り組むことが効果的であると考えられる。

4 文化財の保存・活用の方針

以上のような理念や考え方の下、文化財に直接働きかける保存・活用の事業とその方針を次のとおりとする。

① 調査・研究の充実

文化財の価値や歴史的、文化的位置づけ、内容の詳細を明らかにするなど、保存・活用のための基礎的な事項である。

② 文化財の適切な保存管理

文化財を適切な状態で後世に伝えるための保存管理の計画を立てることが求められる。これも基礎的な事項に含まれる。

③ 整備・活用事業の実施

文化財の価値や魅力を人々に伝え、広く社会に理解してもらうための取り組みである。長期的な取組みと短期的な取組みの組み合わせによってより高い効果が得られると考えられる。整備にあたっては、整備検討委員会を設置することとするが、有形文化財の場合、文化財がつくられた時、または建てられた時の状態、史跡等の場合は文化財が機能していた時期の状態に可能な限り近づけることが望ましい。

5 文化財の防災・防犯対策

本市における防災対策としては「東広島市地域防災計画」（平成 26 年 5 月修正）がある。指定文化財については、「基本編」「第 3 章 災害応急対策計画」「第 32 節 文教計画」に「第 8 文化財に対する対策」として対策が講じられている。一方、未指定文化財については、特別な対策はとられていないのが現状である。未指定文化財については、所在調査を通じてその存在を把握するとともに、所有者、地域住民との情報共有により、1 件でも多くの文化財の保全が図られるよう意思統一を図る必要がある。また、防災対策については、「東広島市地域防災計画」に準じる。

そのほか指定文化財については、防災、防犯の専門家の協力を得て防災計画を定める必要がある。



写真 5-1 文化財防火デーの訓練状況（明眼寺：福富町）